

化学物質管理者の養成講習の内容及び化学物質管理専門家の要件（厚生労働大臣告示）について（報告）

第148回安全衛生分科会資料

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働安全衛生規則第十二条の五第三項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習

- 1 .改正趣旨
- 2 .告示案概要
- 3 .施行期日等

労働安全衛生規則第十二条の五第三項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習

1. 改正趣旨

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号。以下「改正省令」という。）により改正された労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第12条の5第1項及び第3項第2号イの規定により、リスクアセスメント対象物を製造する事業場においては、

- ①厚生労働大臣が定める**化学物質の管理に関する講習**を修了した者
- ②これと同等以上の能力を有すると認められる者

のうちから**化学物質管理者を選任**し、その者に当該事業場における**化学物質の管理に係る技術的事項を管理**させなければならないこととされたところである。

本告示は、安衛則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき、①の**厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習**について、その科目、時間等の要件を定めるものである。

※ ②に該当する者は、化学物質管理専門家の要件に該当する者等であり、通達で定める予定。

【参照条文：労働安全衛生規則】

（化学物質管理者が管理する事項等）

第十二条の五 事業者は、法第五十七条の三第一項の危険性又は有害性等の調査（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。以下「リスクアセスメント」という。）をしなければならない令第十八条各号に掲げる物及び法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物（以下「リスクアセスメント対象物」という。）を製造し、又は取り扱う事業場ごとに、化学物質管理者を選任し、その者に当該事業場における次に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理させなければならない。ただし、法第五十七条第一項の規定による表示（表示する事項及び標章に関することに限る。）、同条第二項の規定による文書の交付及び法第五十七条の二第一項の規定による通知（通知する事項に関することに限る。）（以下この条において「表示等」という。）並びに第七号に掲げる事項（表示等に係るものに限る。以下この条において「教育管理」という。）を、当該事業場以外の事業場（以下この項において「他の事業場」という。）において行っている場合においては、表示等及び教育管理に係る技術的事項については、他の事業場において選任した化学物質管理者に管理させなければならない。

一～七 （略）

3 前二項の規定による化学物質管理者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 （略）

二 次に掲げる事業場の区分に応じ、それぞれに掲げる者のうちから選任すること。

イ リスクアセスメント対象物を製造している事業場 厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を修了した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

ロ （略）

労働安全衛生規則第十二条の五第三項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習

2. 告示案概要①

- 講習は、**講義及び実習**により行うものとする。
- 講習は、**それぞれの科目を適切に行うために必要な能力を有する講師**により行うものとする。
- 講習のうち**講義**は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について、同表の右欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	化学物質の危険性及び有害性 化学物質による健康障害の病理及び症状 化学物質の危険性又は有害性等の表示、文書及び通知	2時間30分
化学物質の危険性又は有害性等の調査	化学物質の危険性又は有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録	3時間
化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等 その他必要な記録等	化学物質のばく露の濃度の基準 化学物質の濃度の測定方法 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記録 がん原性物質等の製造等業務従事者の記録 保護具の種類、性能、使用方法及び管理 労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法	2時間
化学物質を原因とする災害発生時の対応	災害発生時の措置	30分
関係法令	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及び労働安全衛生規則中の関係条項	1時間

労働安全衛生規則第十二条の五第三項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習

2. 告示案概要②

- 講習のうち**実習**は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、同表の中欄に掲げる内容について、同表の右欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置並びに当該調査の結果及び措置の記録保護具の選択及び使用	3時間

- 次の表の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に掲げる科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。

免除を受けることができる者	科目
<ul style="list-style-type: none">・ 有機溶剤作業主任者技能講習・ 鉛作業主任者技能講習・ 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の講習を全て修了した者	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等
第一種衛生管理者の免許を有する者	化学物質の危険性又は有害性等の調査
衛生工学衛生管理者の免許を有する者	化学物質の危険性又は有害性等の調査 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等

3. 施行期日等

公布日：令和4年8月下旬（予定）

施行期日：令和6年4月1日

有機溶剤中毒予防規則第四条の二第一項第一号等の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

- 1 .改正趣旨
- 2 .告示案概要
- 3 .施行期日等

有機溶剤中毒予防規則第四条の二第一項第一号等の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

1.改正趣旨

- 改正省令により改正された有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第4条の2第1項、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）第3条の2第1項及び特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第2条の3第1項、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）第3条の2第1項においては、**化学物質又は粉じんの管理状況が一定の水準にある事業場における、各規則の適用除外の規定**を新たに設けたところである。
- これらの規定において、当該適用除外の要件の1つとして、当該事業場において、**化学物質管理専門家が専属で配置**されており、化学物質管理専門家が安衛則第34条の2の7第1項に規定する**リスクアセスメントの実施並びに当該リスクアセスメントの結果に基づく措置等※の内容及びその実施に関する事項の管理**を行っていることを定めている。
 - ※ 当該措置の内容について、外部の化学物質管理専門家の評価を受ける必要がある。
- また、改正省令により改正された安衛則第34条の2の10第1項において、化学物質による労働災害が発生した事業場等の事業者に対し、労働基準監督署長は、当該事業場において**化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると認めるときは、その改善を指示**することができ、同条第2項において、当該指示を受けた事業者は、遅滞なく、**化学物質管理専門家から、当該事業場における化学物質の管理の状況についての確認及び当該事業場が実施し得る望ましい改善措置に関する助言**を受けなければならないこととされたところである。
- 有機則等においては、**化学物質管理専門家の要件**として、次の事項を定めている。
 - 事業場における**化学物質の管理の状況**について必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるもの
 - ※ 粉じん則においては、事業場における**粉じんに係る管理**の状況について必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるもの
- 本告示は、有機則第4条の2第1項第1号等の規定に基づき、化学物質管理専門家の要件を定めるものである。

有機溶剤中毒予防規則第四条の二第一項第一号等の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

2. 告示案概要

化学物質管理専門家は、次の①～④のいずれかに該当する者とする。

- ① 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験（その試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に合格し、同法第84条第1項の労働衛生コンサルタントの登録を受けた者であって、その後5年以上労働衛生コンサルタントとしてその業務に従事した経験を有するもの
- ② 安衛法第12条第1項の規定による衛生管理者のうち、衛生工学衛生管理者免許を受けた者であって、その後8年以上安衛法第10条第1項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項で衛生工学に関するものの管理の業務に従事した経験を有するもの
- ③ 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第7条の作業環境測定士の登録を受けた者であって、その後8年以上作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有するもの
- ④ その他、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

※ 「同等以上の能力を有する者」については、該当する者を通達で定める予定。

3. 施行期日等

公布日：令和4年8月下旬（予定）

施行期日：令和5年4月1日（安衛則における化学物質管理専門家に係る部分は令和6年4月1日）

参照条文

○労働安全衛生規則

(改善の指示等)

第三十四条の二の十 労働基準監督署長は、化学物質による労働災害が発生した、又はそのおそれがある事業場の事業者に対し、当該事業場において化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると認めるときは、当該事業場における化学物質の管理の状況について改善すべき旨を指示することができる。

2 前項の指示を受けた事業者は、遅滞なく、事業場における化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるもの（以下この条において「化学物質管理専門家」という。）から、当該事業場における化学物質の管理の状況についての確認及び当該事業場が実施し得る望ましい改善措置に関する助言を受けなければならない。

○有機溶剤中毒予防規則 ※鉛中毒予防規則及び特定化学物質障害予防規則は同様の規定のため省略

(化学物質の管理が一定の水準にある場合の適用除外)

第四条の二 この省令（第六章及び第七章の規定（第三十二条及び第三十三条の保護具に係る規定に限る。）を除く。）は、事業場が次の各号（令第二十二條第一項第六号の業務に労働者が常時従事していない事業場については、第四号を除く。）に該当すると当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下この条において「所轄都道府県労働局長」という。）が認定したときは、第二十八条第一項の業務（第二条第一項の規定により、第二章、第三章、第四章中第十九条、第十九条の二及び第二十四条から第二十六条まで、第七章並びに第九章の規定が適用されない業務を除く。）については、適用しない。

一 事業場における化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるもの（第五号において「化学物質管理専門家」という。）であつて、当該事業場に専属の者が配置され、当該者が当該事業場における次に掲げる事項を管理していること。

イ 有機溶剤に係る労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十四条の二の七第一項に規定するリスクアセスメントの実施に関すること。

ロ イのリスクアセスメントの結果に基づく措置その他当該事業場における有機溶剤による労働者の健康障害を予防するため必要な措置の内容及びその実施に関すること。

○粉じん障害防止規則

(適用の除外)

第三条の二 この省令（第二十四条及び第六章の規定を除く。）は、事業場が次の各号（粉じん作業に労働者が常時従事していない事業場については、第四号を除く。）に該当すると当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下この条において「所轄都道府県労働局長」という。）が認定したときは、特定粉じん作業（設備による注水又は注油をしながら行う場合における前条各号に掲げる作業を除く。）については、適用しない。

一 事業場における粉じんに係る管理について必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるもの（第五号において「化学物質管理専門家」という。）であつて、当該事業場に専属の者が配置され、当該者が当該事業場における次に掲げる事項を管理していること。

イ 粉じんに係るリスクアセスメント（法第二十八条の二第一項の危険性又は有害性等の調査をいう。）の実施に関すること。

ロ イのリスクアセスメントの結果に基づく措置その他当該事業場における粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため必要な措置の内容及びその実施に関すること。